

平生町告示第 11 号

平生町グループウェアシステム更新業務の受託者の選定について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

平生町長 浅 本 邦 裕

記

1 業務名

平生町グループウェアシステム更新業務

2 業務内容

別紙「平生町グループウェアシステム更新業務公募型プロポーザル実施要領」及び「平生町グループウェアシステム更新業務仕様書」（以下「実施要領等」という。）による。

3 業務期間

契約を締結する日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事務局

平生町役場 デジタル推進課（以下「事務局」という。）

〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の 1

電話番号 0820-56-7125

FAX 番号 0820-56-3864

E-mail johoh@town.hirao.lg.jp

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員 同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出日までに、令和 7・8 年度において平生町が発注する物品の製造の請負、買

入れ、借入れ、売払い並びに業務委託の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査において、パソコン・ネットワーク機器、ソフトウェアが取扱品目として登録されていること。資格審査の要領等は平生町ホームページを参照のこと。

(<https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/somu/kanzai/nyuusatsu/2830.html>)

(7) 参加申込書の提出日から契約締結までの間のいずれの日においても本町、他の地方 公共団体又は 国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

(8) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、平生町と同等規模以上の自治体において、本業務と同種の業務を施行した実績を有していること。

6 プロポーザルに係る日程

内容	期間又は期限
プロポーザル実施の公告日	令和 7 年 6 月 6 日
参加申込書の提出期限	令和 7 年 6 月 16 日 午後 5 時
質問の提出期限	令和 7 年 6 月 23 日
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 30 日
参加資格確認の通知	令和 7 年 6 月 30 日
提案書提出期限	令和 7 年 7 月 7 日 午後 5 時
プレゼンテーション及び デモンストレーション	令和 7 年 7 月 15 日
審査委員会の実施	令和 7 年 7 月 16 日（予定）
審査結果通知	審査委員会の実施日から概ね 1 週間以内に通知
業務委託契約締結	令和 7 年 7 月下旬（予定）

7 手続き等

(1) 実施要領等の入手方法

町ホームページ (<https://www.town.hirao.lg.jp/>) から入手すること。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出場所 事務局

イ 提出期間 令和 7 年 6 月 16 日 午後 5 時まで（提出期限内必着）

ウ 提出方法 電子メールで提出

エ 提出書類 様式 1～様式 2

(3) 提案書の提出

ア 提出場所 事務局

イ 提出期間 令和 7 年 7 月 7 日 午後 5 時まで（提出期限内必着）

ウ 提出方法 電子メールで提出

エ 提出書類 提案書、機能要件対応表、見積書

8 審査・選定等

(1) 参加資格審査

事務局において、参加申請時に必要な書類等により、参加資格の審査を行う。

(2) プロポーザル審査

審査は、町職員で構成する平生町グループウェアシステム更新業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等及びプレゼンテーション等により行う。なお、委員会は非公開とする。

(3) 選定審査方法

評価基準に基づき、事務局及び委員会は提案書等を審査し、標準評価点（満点の6割）を超える者の中から、評価点が最も高い者を本業務の優先交渉権者として選定し、次に評価点が高い者を次点交渉権者として選定する。

プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査は実施するが、評価点が標準評価点に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に電子メールにより通知するとともに、平生町ホームページにおいて公表する。

9 契約の締結

(1) 選定された優先交渉権者と具体的な業務内容及び契約条件について協議打合せを行い、最終見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 優先交渉権者が辞退した場合、応募資格要件を満たさなくなった場合、又は契約締結に係る協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(3) 契約手続きは、平生町デジタル推進課で行う。

10 その他の留意事項

(1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。

(2) このプロポーザルの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提案者は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(4) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本町が認めた場合はこの限りでない。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提案書の作成において町から知り得た情報は、提案書の作成以外には使用せず、第三者に漏らしてはならない。本要領による手続きが完了した後も同様とする。

(7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平生町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(8) 提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

(9) 実施要領等に定めのないことで疑義が生じた場合は、別途指示する。